

# 模擬裁判・模擬評議を のぞいてみませんか

三会裁判員制度協議会委員 第一東京弁護士会会員 小林 美智子 (37期) ●Michiko Kobayashi

## 1 模擬裁判・模擬評議を ご存じですか

東京三弁護士会の裁判員制度協議会が模擬裁判・模擬評議を年1回開催していることをご存じでしょうか。

平成25年11月9日に第1回を開催して以来、次のように毎年1回(土曜・日曜連続)開催してきました。いずれも、刑事裁判事件で多数を占める情状が問題となる事件です。

- |     |   |
|-----|---|
| 第1回 | 平成25年11月9日<br>タクシー強盗傷人被告事件                        |
| 第2回 | 平成26年7月12日・13日<br>傷害致死被告事件                        |
| 第3回 | 平成27年7月25日・26日<br>強制わいせつ致傷被告事件                    |
| 第4回 | 平成28年7月30日・31日<br>危険運転致死被告事件                      |
| 第5回 | 平成29年7月22日・23日<br>現住建造物放火被告事件                     |
| 第6回 | 平成30年8月4日・5日<br>タクシー強盗傷人被告事件<br>(事件としては第1回と類似の内容) |

裁判官役は、東京地方裁判所の現役裁判官、検察官役は東京地方検察庁の現役の検察官が担当します。弁護人役は裁判員裁判の経験のある弁護士が担当します。そして、裁判員役は、一般の方に担当していただいています。時間は短いものの、本番さながらになっているはずですよ。

ちなみに、平成30年の第6回 タクシー強盗(刑法第240条前段)の模擬裁判・模擬評議は

以下のような事案です。

昭和63年8月1日生まれの植木職である被告人は、タクシー運転手から現金を強取しようと考え、平成29年4月12日午前0時30分頃、東京都練馬区大泉3丁目4番先路上の停車中のタクシー内において、洪川剛三(当時64歳=タクシー運転手)に対し、手に持った植木はさみ(刃体の長さ約7センチメートル)をその左顔面付近に突き付け、「金を出せ」などと言って脅迫したうえ、右顔面を手拳で1回殴打する暴行を加え、その犯行を抑圧して現金を強奪しようとしたが、同人に抵抗されたため、その目的を遂げず、その際前記暴行により、同人に加療約1か月を要する右下顎骨骨折の傷害を負わせたものである。

## 2 裁判官、検察官も傍聴に来ている

東京三弁護士会の裁判員制度協議会が模擬裁判・模擬評議を企画した当初の意図は、後述するように東京三会の会員である弁護士に対して裁判員裁判の弁護人としての研修の一環でした。

しかし、弁護士だけでなく、この模擬裁判・模擬評議には毎回、現役の東京地方裁判所刑事部裁判官や、東京地方検察庁の検察官も熱心に傍聴に来ています。

平成30年の第6回 タクシー強盗の事案の模擬裁判・模擬評議傍聴の後のアンケートでは、裁判官、検察官の感想は以下のようなものでした。

### (1) 模擬裁判に対する感想

・他の裁判体の訴訟指揮を見る機会は少な

いので参考になった。

- ・大変参考になりました。
- ・論告で量刑グラフについて詳細に論じられていることなど参考になりました。

## (2) 模擬評議に対する感想

- ・色々思うところがあります。貴重な機会をありがとうございました。
- ・ほかの裁判体の評議は見るができないので、とても参考になった。
- ・普段見ることができない評議の様子をうかがうことができ、有意義だった。
- ・大変参考になりました。裁判官の説明の仕方は大変興味深く、このような企画は不可欠だと思いました。
- ・裁判員の思考過程、それに対し裁判官の刑の考え方を説明する場面があり、評議の一端が分かり参考となりました。
- ・裁判員が予想外の点で引っ掛かりを覚えたり、疑問に思ったりしていることがよく分かりました。

このように、裁判官、検察官は自分が担当する事件以外では見えない部分を見て、今後の執務に生かしていこうという意欲を示しており、今後もこの企画は続けて欲しい、その

ときにはまた参加したいということアンケートに回答してくれた全員が表明しています。

## 3 なぜ企画されたのか

裁判員裁判が始まったのは、平成21年5月21日でした。それから今年で10周年となります。

裁判員裁判がどのように実施されているのかは、当事者以外は法廷を傍聴しなければ分かりません。まして、裁判官と裁判員との評議はどのように運用されているのか、ということは、もともとブラックボックスになっていて、公表は認められていないところですから、担当した裁判官、裁判員以外はそこのような議論がされているのか、裁判官がどのように裁判員の意見を取りまとめているのかということは、一切知ることができません。

それは、裁判員裁判を担当する弁護士としては、とても気になることではないでしょうか。裁判官がどんなふうに裁判員の意見をまとめるのか、そこに誘導はないのか、弁護人として素人である裁判員にどのような点をアピールすれば有効なのか、情状はどのようなことをどんなふうに示すのがよいのか、裁



模擬裁判当日の様子

判員裁判を担当することとなった場合には、悩みは尽きません。

東京地方裁判所でも、個別の裁判員裁判が終わったときには、裁判官、検察官、弁護人が反省会を開いていて、そこには1名の傍聴者が認められています。しかし、そこで当事者ではない傍聴者が知ることができるのは、精々、事件の概要と、なにがしかの問題点、裁判員の感想程度です。

また、裁判員経験者による意見交換会も開催されていますが、ある特定のテーマに絞って、そのテーマに沿った裁判員裁判事件に関与した裁判員から意見を伺うというものであり、ここに参加できるのも数名の傍聴人のみとなっています。しかも、そこで語られるものは、必ずしも弁護人が知りたいことではないこともあります。

そもそも、刑事部の裁判官や公判部の検察官が、日々刑事事件を取扱い、裁判員裁判を担当しているのと異なって、弁護人は圧倒的に取り扱う機会が少ないということもあり、裁判員裁判実施当初から弁護人が言っていることがよく分からないといった裁判員からの感想や、弁護人の裁判員裁判に対する理解と

習熟度の低さを裁判所から指摘されてきていました。

もっと多くの弁護人となる弁護士に、裁判員裁判の手続だけでなく、評議がどのように運用されているのかを経験してもらって、実際に裁判員裁判を担当されたときに、少しでも役に立つようにと企画されたのが、模擬裁判・模擬評議です。

#### 4 もっと積極的に参加してみませんか

模擬裁判・模擬評議は東京三弁護士会の企画なので、その費用は会員からの会費等で賄われています。熱心に参加してくださる会員の方もいますが、それ以上に熱心に傍聴されているのが裁判官、検察官です。

記録としてDVDも制作していますから、会員は後でこれを借りてみることもできますが、改めて時間をとることは、日常の仕事の中では結構大変なことです。現場で臨場感をもってみることはできません。しかし、模擬裁判・模擬評議では、時間があれば、裁判員を務めてくれた一般の方からの感想も聞く機会があります。



模擬裁判当日の様子

裁判員役として参加して下さった一般の方々の模擬裁判・模擬評議後のアンケートを見ると、ほとんどの方が検察官、弁護人の活動については分かりやすかったと回答しており、犯情や一般情状の考え方についてもどんな点を重視しているかという一般の人の受け取り方が分かると思います。また、量刑資料（量刑データ）を示すことの影響力がそれなりにあることも理解できると思います。

「裁判員裁判は件数が少ないし、そもそも担当することはないからいいよ」と考えているならば、「それは違います」と言わざるを得ません。

刑事裁判の公開審理の原則は口頭主義、直接主義等と言われています。裁判員裁判では正にこれが実施されており、この有用性に気付いた裁判官は多いと思います。また、裁判員裁判では犯情と一般情状は区別され、一般情状とは比重が違います。そのことは、検察官にも十分に伝わっているはずですが。

このような思考方法になれた裁判官、検察官が、裁判員裁判以外の刑事事件においては、「今までどおりにやってくれるだろう」、自分

は裁判員裁判以外の一般刑事だけを扱う弁護人だからと、安閑としてられるものでしょうか。

1年に一度だけでよいので、土曜日・日曜日の2日間を使って、刑事弁護人としてのスキルをアップデートする機会を作りましょう。

### 5 第7回の模擬裁判・模擬評議

第7回の模擬裁判・模擬評議の日程は、既に決まっています。

8月3日土曜日と8月4日日曜日の2日間です。

今回は第6回と同じ記録を使用して、違う裁判官、裁判員による量刑評議を予定しています。例年どおり裁判官、検察官も多数参加することとなるでしょう。

刑事弁護人として、模擬裁判・模擬評議をのぞいてみませんか。

※5月末の全会員向け発送にて模擬裁判・模擬評議のご案内（チラシ）をお送りする予定です。チラシの参加申込み欄をご記入の上、FAX送付にて参加申込みをお願いいたします。

■

## 刑事贖罪寄付・篤志家寄付は第二東京弁護士会へ

### ～刑事贖罪寄付等は二弁へ～

「東京三会は、日弁連と共同して、法律援助事業を実施しています。法律援助事業は、市民の方への法的サービスを目的として、人権救済の観点から、犯罪被害者、難民、子ども等、弁護士による法律援助を必要とされる方々のために行っております。」

当会会員の紹介による刑事贖罪寄付や篤志家寄付もまた、日弁連と当会とが共同して受け入れております。弁護士会館9階の第二東京弁護士会事務局人権課（TEL：03-3581-2257）にて手続をお願いします。日弁連と当会連名の、寄付を受けた証明書を発行いたします。なお、振込による入金も可能ですので、お問い合わせください。

お問合せ先：事務局人権課（TEL：03-3581-2257）